

会議結果報告

- 1 会議の名称
第2回光市中学校部活動改革推進協議会スポーツ活動推進部会
- 2 開催日時
令和5年11月8日（水）18時30分～19時55分
- 3 開催場所
教育委員会1階ホール
- 4 出席人数
委員16名（4名欠席）、事務局5名、傍聴者なし、報道関係者1社
- 5 公開・一部非公開の別
公開
- 6 会議の議事録（要旨）
 - (1) 開会
 - (2) 委嘱状交付
 - (3) 議事
 - ア 所管説明
配布資料に沿って説明
 - イ 協議事項
 - (ア) 地域クラブ活動団体の登録要件（素案）について
→事務局案について承認され、代表者会議に報告することとした。

【委員】

公認指導者資格を取得するにあたって、市からの補助についてはいかがか。

【事務局】

現時点でははっきり言えることはないが、令和6年度の予算要求として、日本スポーツ協会のコーチ1を取得できる費用について、補助金として要求をしている段階。

【委員】

コーチ1の資格について、山口県内で取得のための講座が開催されることが少ないが、県の方で積極的に講座開設の働きかけがあるか。

【事務局】

今のところはそのような話は聞いてない。

【委員】

公認指導者資格を有している、または市が示す指導者研修会等を受講しているということで、どちらでも良いということになれば、手軽な方を選ぶことになると思われ、チームや種目によって取得にばらつきが出る可能性がある。その辺りの取り扱いについてどのように考えているのか。

【事務局】

中体連の大会に地域クラブ活動団体として参加する場合に求められている要件によって、必要な指導者資格は分かれるものと考えている。

【委員】

地域クラブ活動団体の活動を開始する際に、個別に保険をかけるべきなのか、それとも現在学校での保険が適用されるのか。

【事務局】

学校で加入している日本スポーツ振興センターの保険は、学校管理下での活動において怪我等があった場合に補償されるものであり、地域クラブ活動団体での活動については対象外となるため、別に保険に加入していただくということになる。県スポーツ協会が推奨する「スポーツ安全保険」があり、これは文化芸術活動団体も加入できる。

(イ) 各施設の使用料等について

→事務局案について承認され、代表者会議に報告することとした。

【委員】

スポーツ少年団が使用する場合、光市総合体育館と大和スポーツセンターの減免の範囲は大会のみか。

【事務局】

練習及び行事等について減免対象としている。

【委員】

スポーツ公園のナイター設備の使用料については減免の対象か。

【事務局】

ナイター設備については減免の対象外となっている。

【委員】

社会体育の活動に係る小中学校体育施設の利用は19時からとなっているが、地域移行後においては17時から体育館等の使用が可能となることが想定されるが、この時間帯の貸し出しについてどのように検討しているか。

【事務局】

これから検討が必要であると認識しているが、学校部活動が廃止となった場合においては、学校へお願いしていきたい。

【委員】

小中学校の体育施設は現在多くの団体が利用しており、これに地域クラブ活動団体が利用するとなると、すべての団体が定期での活動が難しくなることが想定されるため、優先順位等について整理することが必要である。

【委員】

屋外で活動する種目について、夜間でも活動できるように照明設備の設置を要望する。

(4) 閉会